



- I. 個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱の公表
- II. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

2019年
12月27日号

I. 個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱の公表

執筆者: 河合 優子

2019年12月13日、個人情報保護委員会は「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」(以下「大綱」という。)を公表した¹。大綱は、個人の権利利益の保護、保護と利活用のバランス、国際的な制度調和や連携への配慮、海外事業者によるサービスの利用や越境データ移転への対応、本人の予測可能な範囲内での適正利用、といった視点に基づいてまとめられており、2020年1月14日まで意見募集がなされている。個人情報保護法の改正案は、2020年の通常国会に提出されることが見込まれている。

以下では、大綱の主要項目のうち、事業者にとって特に重要と思われるものを紹介する。

1. 個人データに関する個人の権利の在り方

(1) 利用停止、消去、第三者提供停止の請求要件の緩和

大綱は、個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に、保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げるとする。

権利利益の侵害の有無を問わず本人主導で保有個人データのコントロールを認めるべきとの議論もあるが、大綱では、事業者の負担も考慮し、あくまで権利利益の侵害がある場合に限定されている。

(2) 開示請求の充実

開示請求については、デジタル化が促進される。具体的には、本人が開示を受けた保有個人データを利用しやすくする等の観点から、本人が、電磁的記録の提供を含め、開示方法を指示できるようにし、請求を受けた個人情報取扱事業者は、原則として本人が指示した方法により開示するよう義務付けるとされた。ただし、当該方法による開示に多額の費用を要する場合等には書

¹ <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/seidokaiseitaiko.pdf>

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

面交付による開示も許容される。

したがって、今後、各企業においては、電磁的記録による提供への対応を含め、開示請求に応じる際の社内体制を見直す必要があると思われる。

(3) 保有個人データの範囲の拡大

現行法では、削除請求や開示請求等の対象となる「保有個人データ」には、取得後 6 か月以内に消去されることとなる個人データが含まれない(個人情報保護法 2 条 7 項、同施行令 5 条)。もともと、昨今は短期間で消去される個人データであっても漏えいや拡散等の危険が現実存在することや、6 か月以内に消去する個人データも自主的に開示等に応じている事業者がみられる状況等に鑑み、大綱では、「保有個人データ」を保存期間により限定しないこととされた。

したがって、保存期間により開示請求等に応じるべきデータか否かを区別している企業においては、今後、開示請求に応じる際の社内体制を見直す必要が生じるとと思われる。

(4) オプトアウト規制・第三者提供関連規制の強化

大綱は、適正に取得していないと思われる個人データをオプトアウト規定により流通させる等、個人の権利利益保護の観点から問題のある取扱いが存在することに触れ、オプトアウト規定に基づいて本人の同意なく第三者に提供できる個人データの範囲をより限定していくことを示した。また、適正な執行の確保等の観点から、オプトアウト届出事業者の名称や住所といった基本的事項が届出事項に追加され、変更があった場合にも届出が必要とされる見込みである。オプトアウト手続を採用している企業においては、今後の法改正動向に留意し、適切な届出等を進める必要がある。

また、本人が自己の個人情報のトレーサビリティを確保できるようにするため、大綱は、個人データの第三者への提供時の記録・第三者からの受領時の記録も、開示請求の対象とすることを示した。したがって、企業においては、これまで以上に確認・記録義務の履行を徹底する必要が生じるとと思われる。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

(1) 漏洩報告の義務化

現行法において、個人情報の漏えいが発生した場合等の当局への報告は義務付けられておらず、報告を行うかの最終的な判断は事業者委ねられている。大綱は、漏えい等の報告が、個人情報の本人、個人情報取扱事業者、監督機関それぞれにとって多くの意義があること、国際的な潮流になっていること等を勘案し、漏えい等の報告を法令上の義務として明記するとした。

大綱では、報告対象となるのは、一定数以上の個人データ漏えい、要配慮個人情報の漏えい等、一定の類型に該当する場合に限定される。また、報告の期限について明確な時間的制限は設けられず、報告内容を一定程度限定した上で「速やか」に報告しなければならないが、原因や再発防止策等の報告を求める必要もあることから、運用上、上記の速報とは別に、一定の期限までに確報としての報告も求められる見込みである。また、提出先は個人情報保護委員会又は権限委任官庁に限定される。

報告の義務化・報告対象の明確化により、事象発生初期段階で企業が報告すべきかを検討する必要がなくなるため、合理的であり、実務上は歓迎すべきと考えるが、現行法における規律と改正法の規律が大きく異なる見込みであるため、社内体制の整備等にあたり、今後の法改正動向が注目される場所である。

(2) 本人通知の義務化

個人データの漏えい等が発生した場合、その旨を本人に通知することで、二次被害の防止等、本人が自ら適切な措置を講じることができるため、大綱は、漏えい等報告の義務の対象となる場合、原則として個人情報取扱事業者に対して本人に通知を行うことを義務付けるとした。本人への通知が困難な場合における代替措置も定められる見込みである。

3. 事業者における自主的な取組を促す仕組みの在り方

(1) データ取扱責任者

大綱は、個人データの取扱いに関する責任者の設置について、義務付けるとはせず、自主的な取組を促進することが望ましいと指摘している。個人情報の取扱いに関して横断的に対応するための部署の自主的な設置が一定程度進展していること等を考慮すると、その要件や業務等を法に規定して一律に義務付けることは、こうした自主的な取組を阻害するおそれがある、との配慮に基づく。

(2) 保有個人データに関する公表事項の充実

大綱は、個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等の本人に説明すべき事項を、法に基づく公表事項(政令事項)として追加するとした。充実した説明により、本人の適切な理解と関与を可能としつつ、個人情報取扱事業者の適正な取扱いを促すことを企図するものである。

実務的には、各企業においてプライバシーポリシー等の公表文言の改訂が必要になると考えられる。また、そのような改訂の前提として、当該法改正を契機に、改めて社内における個人情報の取扱体制や処理方法等を見返し、不適切・不十分と思われる点があれば改善することが望ましい。

4. データ利活用に関する施策の在り方

(1) 仮名化情報(仮称)制度の導入

大綱は、一定の安全性を確保しつつ、イノベーションを促進する観点から、他の情報と照合しなければ特定の個人を識別することができないように加工された個人情報の類型として「仮名化情報(仮称)」制度を導入するとした。

この「仮名化情報」については、匿名加工情報よりも簡易な加工方法で足りるが、その利用は事業者内部における分析行為に限定され、仮名化情報(仮称)の利用目的の特定・公表が必要とされる。

なお、仮名化情報の作成に用いられた原データを、本人の同意を得ること等により第三者に提供することは可能である。また、あらかじめ本人の同意を得ること等により、原データのほか、原データを仮名化したデータを、(現行法における)個人データとして第三者に提供することも可能である。

実務的には、企業は安全管理措置の一環として個人データの一部項目を削除する等したうえで個人データの利活用を行っている現状があるところ、仮名化情報制度の創設により、データの利活用がより促進されることが期待される。もともと、仮名化情報は第三者への提供が原則不可であるため、複数事業者間での新たな取組や業務提携関係において、どこまでこれを活用してメリットを享受できるかについては、今後、検討が必要になるとと思われる。

(2) 端末識別子等の取扱い

大綱は、クッキー等の識別子に紐づく個人情報ではないユーザーデータを、提供先において他の情報と照合することにより個人情報とされることをあらかじめ知りながら、他の事業者提供に提供される事業形態が出現していることに懸念を示し、法 23 条の規定の趣旨を潜脱すると指摘している。

そして、いわゆる提供元基準の考え方(すなわち、個人情報を外部に提供する場合、提供する情報単独では個人情報・個人データに該当しない場合でも、当該情報の提供元である事業者において「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」場合には、当該情報を個人情報・個人データと取り扱う考え方)を維持しつつも、提供元では個人データに該当しないが提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用することを明記した。

5. ペナルティの在り方

現行法においては、個人情報取扱事業者科される罰則について最大でも 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金とされて

いる。大綱は、個人の権利利益の保護の必要性や抑止効果の観点から、法人処罰規定に係る重科の導入を含め、必要に応じた見直しを行うとした。なお、課徴金制度の導入については、日本の法体系、執行の実績と効果、国内外事業者の実態、国際的な動向を踏まえつつ、引き続き検討を行う、と指摘されるにとどまった。

6. 法の域外適用の在り方及び国際的制度調和への取組と越境移転の在り方

(1) 域外適用の範囲の拡大

現行法の下では、報告徴収、立入検査及び命令に関する規定は、外国の事業者には適用されない。大綱は、日本国内にある者に係る個人情報又は匿名加工情報を取り扱う外国の事業者を、罰則によって担保された報告徴収及び命令の対象とすることを示した。また、事業者が命令に従わなかった場合には、その旨を個人情報保護委員会が公表できることとし、個人情報保護委員会による外国の事業者に対する立入検査を可能とする。もっとも、外国主権との関係から、他国の同意がない限り、他国領域内における公権力の行使はできないため、必要に応じて、外国当局との執行協力を行っていくとした。

併せて、内外の事業者に対して実効的に権限を行使し、かつ、適正手続を担保するため、領事送達・公示送達等の送達に関する手続を具体化することも示した。

(2) 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化

大綱は、個人情報取扱事業者が本人の同意を根拠に個人データを域外移転させる場合は、移転先事業者における個人情報の取扱い(移転先国の名称、移転先国の個人情報保護制度の有無を含む。)に関して、本人に対する情報提供の充実を図る必要があるとした。また、移転先事業者において継続的な適正取扱いを担保するための体制が整備されていることを条件に、本人の同意を得ることなく個人データを移転する場合には、本人の求めに応じて、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する情報提供を行わなければならないとした。もっとも、提供する情報の内容や提供方法等は、事業者の過重な負担とならないよう、実務に十分配慮しつつ、今後具体的に検討される見込みである。

個人データの域外移転を行う企業においては、自社における個人データの域外移転の実態を把握するために、いわゆるデータマッピングに準じた対応をとる必要が生じ得る。具体的には、各データ移転ごとに、移転の根拠、移転先企業の所在国、移転先企業における情報取扱の状況等の把握が必要になると予想される。

II. 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

執筆者: 岩瀬 ひとみ、松本 絢子、石川 智也、河合 優子

1. 日本

個人情報保護委員会は 11 月 12 日、『「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q&A』を[更新した](#)。不動産売買契約に付随して、不動産の売主から買主に対して、当該不動産の管理に必要な範囲で当該不動産の賃借人の個人データが提供される場合には、法 23 条 5 項 2 号(事業の承継)に基づくものとして本人の同意は不要であるとし、また、その前段階における調査(いわゆるデュー・ディリジェンス)における賃借人の個人データの提供は、実質的に委託又は事業の承継に類似するため本人の同意は不要であるとする。

2. 米国

カリフォルニア州消費者プライバシー法(以下「CCPA」という。)²の施行日が 2020 年 1 月 1 日に迫っている。CCPA の規則案につ

² CCPA については、[当事務所個人情報保護・データ保護規制ニューズレター2019年7月24日号](#)、[同2019年9月27日号](#)及び[同2019年10月21日号](#)もご参照いただきたい。

いて 2019 年 12 月 6 日にパブコメ期間が終了したもののその修正案は未だ公表されていないという状況ではあるが、CCPA 自体は同日施行となり、2020 年 7 月 1 日に開始する州司法長官による CCPA の執行の対象行為は、2020 年 1 月 1 日に遡及するともいわれているため、CCPA の適用を受ける事業者は CCPA 遵守の対応を急ぐ必要がある。

3. 欧州

- ・ GDPR3 条の地理的適用範囲に関するガイドラインは、GDPR 対応の範囲を決定する観点から日本企業にとって最も重要なガイドラインであるところ、2018 年 11 月 16 日にドラフトが公表され、意見募集に付された後、1 年近くに亘ってアップデートがなされなかったが、2019 年 11 月 12 日に、欧州データ保護評議会 (European Data Protection Board, EDPB) が、[意見募集後のバージョン](#)を承認し、公表するに至った。意見募集前と比較すると、日本企業の GDPR 対応にも影響を及ぼし得る重要な変更がいくつかある。特に GDPR3 条 2 項に基づいて GDPR の「域外適用」を受ける管理者のデータ処理を管理者に代わって行う処理者に GDPR が適用されることが明確となった点には注意が必要である。詳細については、[当事務所ヨーロッパニュースレター2019年12月20日号](#)をご参照いただきたい。
- ・ EDPB が、2019 年 11 月 20 日に、GDPR25 条のデータ保護バイデザイン及びデータ保護バイデフォルトに関する[ガイドライン](#)の意見募集を開始した。GDPR の基本原則を遵守するために如何なる考慮要素があるかが示されており、データ処理のあり方を検討するにあたって参考になる。意見募集は 2020 年 1 月 16 日までとされている。
- ・ その他、各国のデータ保護当局が、以下の通りガイダンスを公表しているため、特に該当する各国拠点での GDPR 対応に当たっては、その内容を確認することが望ましい。
 - ① EDPB 及びスペインのデータ保護当局が、2019 年 11 月 4 日に、個人データの仮名化及び匿名化にハッシュ化を利用する際の[ガイダンス](#)を公表した。
 - ② アイルランドのデータ保護当局が、データ主体によるアクセス権行使 (GDPR15 条) の具体的手続に関する[ガイダンス](#)を公表した。なお、日本企業についても、欧州のデータ主体から GDPR に基づく権利行使を受ける例は少なからず出てきており、個人データに関するインシデントの管理態勢の整備は喫緊の課題となっている。
 - ③ 英国のデータ保護当局が、2019 年 11 月 14 日に、特別カテゴリーに含まれる個人データ(いわゆるセンシティブデータ)に関する[ガイダンス](#)を公表した。
 - ④ スペインのデータ保護当局が、クッキーの利用に関する[ガイダンス](#)を公表した。

4. トーゴ共和国

トーゴ共和国では、10 月 23 日に議会が[個人データの保護に関する法律](#)を採択した。この法律は、個人データを含むコンピュータファイルの使用に係る国際的なガイドラインに基づいて策定されているが、この分野の国内法の基本原則も考慮されている。トーゴ共和国でビジネスを行う企業は法令遵守に向けた対応を始めることが望ましい。



いわせ
岩瀬 ひとみ

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
h_iwase@jurists.co.jp

1997年弁護士登録、2004年ニューヨーク州弁護士登録。1994年早稲田大学法学部卒業、2003年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。知財/IT 関連の各種取引や争訟(特許関連訴訟、商標関連訴訟、システム関連紛争等)を主に扱う。IT 分野では、国内・外国が絡む、様々な局面における個人情報・データ関連の規制その他の問題や、クラウド、AI、IoT 等新しい技術を用いたビジネスに絡む各種法律問題についてアドバイスを行う。



まつもと あやこ
松本 絢子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
a_matsumoto@jurists.co.jp

2005年弁護士登録、2013年ニューヨーク州弁護士登録。2012年ノースウェスタン大学ロースクール卒業(LL.M.)後、2012-2013年ニューヨークの米国三菱商事会社および北米三菱商事会社に出向。国内外の M&A や企業組織再編のほか、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、情報管理、ブランド戦略、保険等に関連する企業法務一般を幅広く扱う。情報管理関連では、個人情報や営業秘密、知財、インサイダー取引規制等に関する法律問題や、AI・クラウドに絡む法律問題等についてアドバイスを提供している。情報法制学会会員。



いしかわ のりや
石川 智也

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
n_ishikawa@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2005年東京大学法学部卒業、2015年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016年ミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr 法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017年ニューヨーク州弁護士登録。GDPR、CCPA、タイの個人情報保護法を初めとするグローバルでの個人情報保護法制・データ規制へのコンプライアンス対応について多くの日本企業にアドバイスを提供しており、関連する講演・執筆記事も多数。日本経済新聞社による「2019年に活躍した弁護士ランキング」の「データ関連分野」で、総合ランキング1位(企業票+弁護士票)。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。



かわい ゆうこ
河合 優子

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
y_kawai@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2013年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年ニューヨーク州弁護士登録。M&A、ジョイントベンチャー、データ関連法制、ライセンス・電子商取引その他企業法務全般について、クロスボーダー案件を中心に数多く担当。日本の個人情報保護法制については、多国籍企業を含む国内外の企業・組織をクライアントとし、データの域外移転、M&A に伴うデータの取扱い、医療・遺伝子関連データの取扱い等、多岐に渡る問題点について、多くのアドバイスを継続的に提供。情報法制学会会員。一般社団法人遺伝情報取扱協会監事。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2019